令和5年度川西市学校プール開放事業実施要綱

１　趣　旨

生涯スポーツの普及・振興に寄与することを目的とし、児童を中心とした地域住民の健康づくり、体力づくり、さらには地域コミュニケーション等の場として位置付け、学校教育に支障のない夏休み期間中を利用して、学校プール開放事業を実施するものとする。

２　実施体制等

|  |  |
| --- | --- |
| 主　催 | 川西市・コミュニティ組織 |
| 開放期日等 | １　令和5年7月21日～ 8月28日の期間内に実施　 （※土・日・祝及び学校閉鎖期間は除く）２　開放回数の指定なし。午前中の開催を原則とする。 |

３　市とコミュニティ組織の役割分担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 市 | コミュニティ組織 |
| 役割 | 学校プール開放事業全体の運営 | 各学校別プール開放事業の運営 |
| ・要綱等の制定・管理者研修会、救助法実技研修の　開催・傷害保険の加入 | ・学校プール開放事業の計画策定・学校プール開放事業の運営・事業内容の市への報告 |

４　利用者の範囲

校区内の住民とする。ただし、幼児以下の者が利用する場合は保護者の付き添いが必要。

５　利用者の責任範囲

(1) 利用者（20歳未満の場合はその保護者。以下同じ。）は、学校の施設、設備を故意、過失により棄損し、もしくは忘失したときは弁償の責任を負うものとする。

(2) 利用者は、利用に関して生じた一切の事故につきその責を負うものとする。

６　中止の判断基準

　(1) 暑さ指数（WBGT）31℃を超えた場合は開催しない。開放中に暑さ指数（WBGT）

31℃を超えた場合は即時中止とする。

７　主催者の責任

学校プール開放事業において、施設の瑕疵等によって事故が発生した場合は、主催者（川西市）が責任を持って対応するものとする。